

# 明日への力



## 日本総合研究所

リサーチ・コンサルティング部門  
シニアマネジャー 福田 隆士

15

介護保険制度は、財政面の制約および人的資源の制約からその安定供給への懸念が指摘されている。要介護者の増加に伴って介護給付費が大きく増加しているだけでなく、介護を担う人材のひっ迫感も大きく、これらの課題に対応することが制度維持のために重要である。これらをクリアしていくためには、多様な事業者の介護関連分野への参入促進、適切な競争による事業者の創意工夫の推進などにより、効率的なサービス供給、事業者の収益機会拡大等を目指すことが求められる。

効率的サービス供給および収益機会拡大には、既存の制度の枠組みにとらわれない柔軟な対応が重要であり、その対応策のひとつが「混合介護」の弾力化だ。混合介護は、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することを指す。保険内外のサービスを柔軟に組み合わせることができれば、利用者の利便性が高まることに加え、サービス提供側の効率的オペレーションが実現でき、事業者、介護従事者にとってのメリットも大きい。

## 混合介護の現状と参入機会検討のポイント

また、事業者からは「ローカルルール」の統一への期待も高い。介護分野においては、法令や通知の解釈に相違が生じること、自治体によって事業者への指導内容に差が生じているケースがあり、実施できる内容にも相違がみられる。多くの地域に事業所を展開している事業者では、地域をまたいで同じオペレーションができず、効率的な展開が難しくなっているケースがあり、この解消が期待されている。

混合介護は、現状でも条件によって提供が認められている。介護保険の利用上限を

超えてサービスを利用したい場合は、自己負担でサービスを受けることができるし、介護保険サービスの対象ではない庭の掃除等を介護保険サービスと連続して利用することも可能だ。ただし、時間を区切る、あるいは場所を区切るなど、保険分とそれ以外を明確に区分したうえで提供することとされている。これは、不要なサービスが提供されることを防止するといった利用者の権利擁護、保険外サービス分のコストが保険給付分に転嫁されるリスクの抑制といった理由からである。現状、明確な区分が必

要とされているものの、その区分方法が具体的に示されている範囲は通所介護における理美容等にとどまっており、提供可否の判断が難しいことが普及を限定的とする要因と考えられる。

混合介護の弾力的提供に向け、各所で検討が進められている。公正取引委員会「介護分野に関する調査報告書」（平成二八年九月）において混合介護に関する提言がなされ、平成二九年六月に閣議決定された「規制改革実施計画」における実施事項にもその検討推進が位置付けられた。それに

伴い厚生労働省でも具体的検討が進んでおり、未来投資会議構造改革徹底推進会合の「健康・医療・介護」会合（平成三〇年四月）において今後の対応方針として、ルーブル明示化の方向性が示された。サービス提供事業者にとって提供可否の判断が容易になることで、混合介護の提供促進に好影響をもたらすことが期待できるものである。

混合介護提供に係るルール明確化は既存の介護および周辺事業者にとっての事業機会であるだけでなく、他分野からの参入機会ともなる。保険外サービス事業者が介護領域のプレーヤーと連携してサービスを提供することも可能であろう。

混合介護にはケアマネジャーの関与が必須であり、事業者はケアマネジャーの考え方を理解すること、ケアマネジャーとの関係を構築していくことも重要となる。また、自治体との関係構築も重要であり、サービスの検討段階から十分な認識のすり合わせを行うことも必要だろう。混合介護の弾力化を契機に、介護領域での展開を加速するためには、その検討の方向性をモニタリングすることに加え、サービス提供体制の整備、サービス提供を支える仕組み・基盤の構築などの事前準備も進めておくことが重要であろう。

\* 記事に関するお問い合わせは

rdweb@ml.jri.co.jp までお願い致します。